

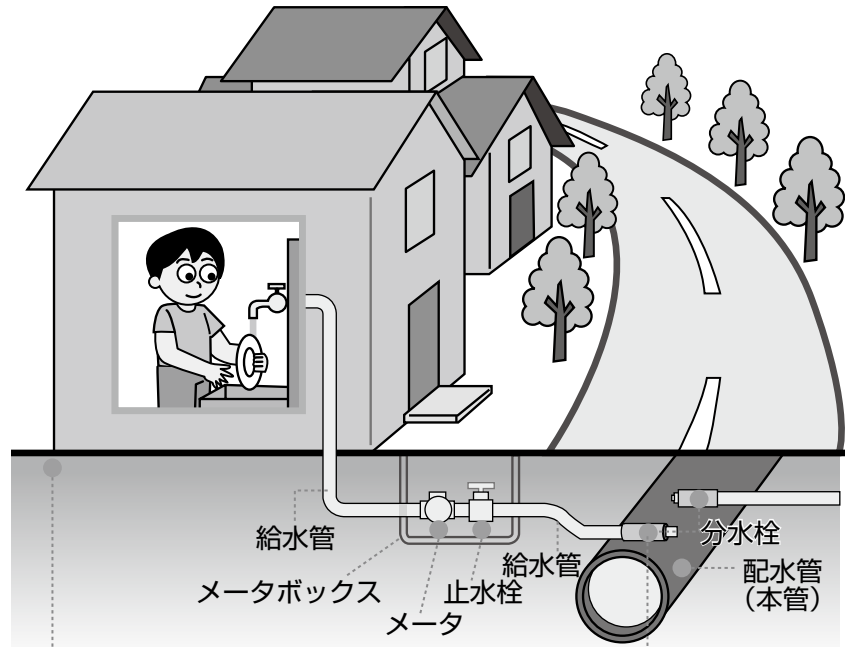
広報とよのでは、住民協働のまちづくりの一環として、町業務の内容をより多く発信するため、おおむね隔月ごとに、町組織各部の主な業務内容の紹介をします。

第2回目は上下水道部です。

## 水道のしくみ (給水装置)

道路の下に埋設されている水道本管(配水管)から、各家庭まで引き込まれた管(給水管)と本管から水を取り出す分水栓、水を止める止水栓、メータ、じゃ口などの給水栓等を総称して「給水装置」といいます。

これらの「給水装置」はお客さまの所有物であり、財産でもありますので、大切にお使いください(ただし、メータは町の所有物です)。



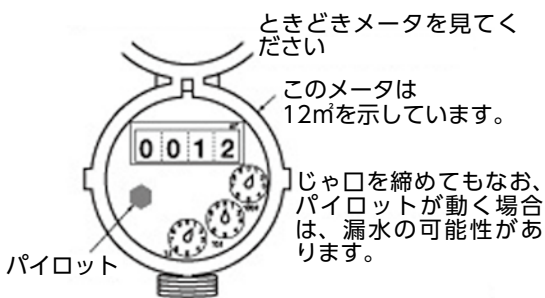
区 別	給水装置 (配水管の取り出し口からじゃ口まで) お客さま (建物の所有者)	配水管 (本管) 上下水道部
-----	--	-------------------

### ●メータボックスの管理

各家庭に取付けられているメータを隔月ごとに検針していますが、一部の家庭で荷物などを置かれたり、犬を放し飼いにされているため検針できないケースがありますので、いつでも検針できる状態にさせていただきますようご協力をお願いします。



### ●漏水の早期発見について



漏水で水道料金が高くなっても、基本的には各家庭の負担となります(減免制度が適用できる場合があります)。漏水を早期に発見していただくために、定期的にメータを確認することをお勧めします。水を使用していないのにパイロットが動く場合は漏水の可能性あります。

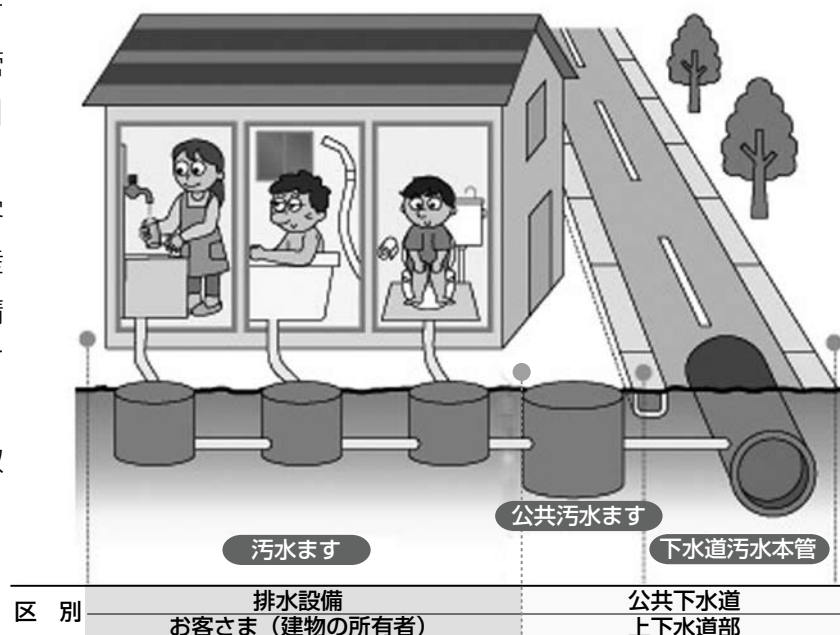
### ●水道の工事について

給水装置の新設・増設・改造・修理などは、必ず町の指定業者に申込み、町へ届けを提出するよう指示してください。指定業者以外で工事をされると、無届け工事になり、宅内漏水などの場合に水道料金の減免が受けられないこととなります。(メータ以降の漏水修理は各家庭の負担となります。)

# 下水道のしくみ (排水設備)

ご家庭の排水を下水道に流すために必要な、宅地内の排水管や汚水ますのことを「排水設備」といいます。

これらの「排水設備」はお客様の所有物であり、個人の財産でもありますので、定期的な清掃など維持管理も各個人でしていただく必要があります。管の中でつまってしまうと、取り除くまで使えないばかりか、その費用もかかってしまいます。

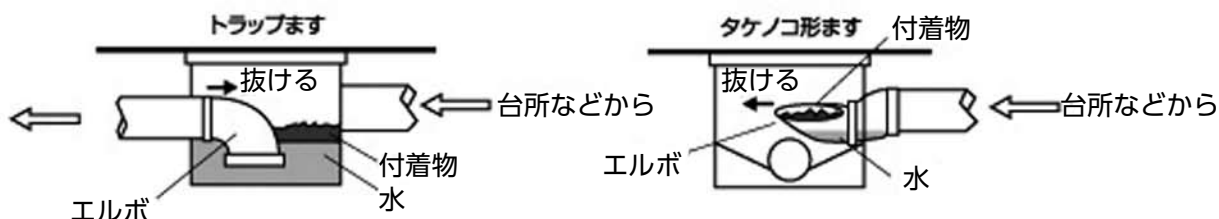


## ●つまりの主な原因

- ・ 汚水ますの中に木の根が入ってきた。(時々汚水ますを開けて点検してください。)
- ・ 油脂分が白く固まってきている。(油は絶対に流さないでください、必ずつまります。)
- ・ 異物混入 (トイレのタンクに節水の目的で物や器具を入れないでください。)

## ●つまらないようにするには

台所出口には下図のような防臭汚水ますが設置されています。この汚水ます内で台所からの油脂分が白く固まるので、定期的に固まりを砕いて水を流してください。また、汚水ますのなかに木の根が侵入してくる場合は、早めに取り除いてください。



## ●つまってしまったら

トイレが流れないなど、つまってしまったら、屋外のどの汚水ますがつまっているのかを確認してください。公共汚水ますがつまっている場合は上下水道部工務課 (☎ 738-3311) へ連絡してください。それ以外の場合は個人の所有物ですので、町の排水設備指定工事店に依頼し、つまりを解消してください。

トイレなどの器具がつまっている場合は、ラバーカップなどで、つまりを解消してください。個人で解消できない場合や工事をする場合などは、町の指定工事店へ連絡してください。